

広島弁護士会ニュース 第3号

～平成30年7月豪雨の被災者のみなさまへ～



広島弁護士会
なやんだら 相談しんさい 頼りんさい

広島弁護士会 災害ADR（申立手数料無料）をぜひご利用ください！

ADRとは、**裁判をするのではなく、話し合いによる円滑な解決を目指す手続き**です。

弁護士が中立な立場で関与して、申立人・相手方双方の言い分をよく聞いた上で、双方に有益と思われる案を提示するなどして、自主的な解決を援助・促進します。

Q どんな事案の解決に利用できるの？

隣地の所有者とのトラブル

- ・豪雨により隣地の土砂が流れ込んできて家屋や塀などが損害を受けたので、修繕について隣地の所有者と話し合いたい。
- ・今後、豪雨による土砂流入が起きないように、隣地の所有者に対策をしてもらいたい。

賃貸借契約に関するトラブル

- ・賃借人に補修を求められたが、全壊認定を受けたので、使用ができないことを理由にテナントに退去を求めたい。
- ・借家の大家から詳しい説明もなく、修繕のために賃貸借契約の解除を求められた。解除の詳しい理由や立ち退きの条件についてきちんと説明をしてもらいたい。

その他の災害に起因するトラブル

- ・会社の残業で帰宅時間が遅れたため、帰宅中に車両が流された。会社に対して車両の修理代金を請求したい。

※上記以外の災害に起因する様々なトラブルにも利用可能ですので、まずは申し込みください！

Q 災害ADRって何？

災害に関連して生じた紛争の解決に関して、経済的・手続的な負担が軽減された制度です。東日本大震災や熊本地震の際にも弁護士会に同様のADRが設けられ、**数多く利用された実績があります。**

Q 費用はかかるの？

申立ての手数料、応諾する相手方の手数料は**無料**です。関与する弁護士の旅費出張日当の費用もかかりません。

解決した場合には、解決額に応じて算出された成立手数料を申立人と相手方に折半してお支払いいただきますが、一般のADRの半額に設定されており、ケースによって減免も可能です。

Q 災害ADRのメリットは？

- ①弁護士会館以外でも、必要に応じてより**被災地に近い場所**（被災地近隣の弁護士事務所や避難所等）での手続きにも対応できます！
- ②早期の解決を目指して審理期日を入れるので、**手続きを迅速に進める**ことができます！
- ③裁判所の判決などとは異なり、事案に応じて**双方に有益な柔軟性のある解決**が可能です！

裁判と比較して様々なメリットのある制度ですので、災害ADRの申立てを受けた相手方は、手続きへの参加（応諾）をお願いします。

Q 申し込み方法・お問い合わせ先は？

申込用紙に申込人と相手方の氏名や連絡先を記載してFAXいただくか、当会仲裁センター（082-225-1600）にお電話いただくだけで申し込みが可能です（ADRのお問い合わせもこちらまで！）。

事案の詳細は、申し込みいただいた後に担当の弁護士（サポート弁護士）から連絡してお聞きします。

- ・広島弁護士会ホームページに各種支援情報を掲載しています。[広島弁護士会](#)で検索
- ・被災者支援チェックリスト（支援制度の一覧表）を希望部数郵送致します。082-228-0230まで。
- ・本ニュースは、発行日（平成30年8月18日）時点の状況および制度を元に作成しております。
- ・本ニュースは、自由に複製・頒布していただいてもかまいません。必要な方にぜひお届けください。